令和２年度
第８回千歳市農業委員会総会議事録

千歳市農業委員会

令和２年度第８回千歳市農業委員会議事録

日　　時　　令和２年１１月２７日（金）　１３時２７分開会
　　１４時１８分閉会

開催場所　　議会棟　大会議室

１　出欠状況　（出席委員１９名　欠席委員１名）

１番	平沖道徳	出席	
２番	宮澤徳夫	出席	
３番	三溝健雄	出席	
４番	登坂英樹	出席	
５番	平岡　博	欠席	
６番	今　鉄雅	出席	
７番	片桐好英	出席	
８番	樋口　司	出席	議事録署名委員
９番	川端智之	出席	議事録署名委員
１０番	田村正司	出席	
１１番	遠藤義博	出席	
１２番	鈴木弘樹	出席	
１３番	清水利一	出席	
１４番	平岡日出男	出席	
１５番	黒澤譲治	出席	
１６番	藤田勝久	出席	
１７番	中村由美子	出席	
１８番	山形繁雄	出席	
１９番	高橋　正	出席	
２０番	長島信行	出席	

２　事務局職員出席状況

事務局長	中村康文
管理課長	荒川裕昭
企画振興係長	小野美幸
農地係長	上田創一
農地係主任	福士憲二
農地係主事	松川　裕

３　議事日程

日程第１　　開会宣言
日程第２　　会長挨拶
日程第３　　議事録署名委員の指名
日程第４　　諸般の報告
日程第５　　報告の部
　　報告第１号　専決処分の報告について
　　（農地法第 18 条第 6 項合意解約の通知）
日程第６　　協議の部
　　議案第１号　農地法第 3 条の規定による許可申請について
　　議案第 2 号　令和 2 年度第 6 号農用地利用集積計画の決定について
　　議案第 3 号　千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告について
　　議案第 4 号　現況証明願について
　　議案第 5 号　千歳市都市計画審議会委員の推薦について
　　議案第 6 号　千歳市農業委員会委員に対する感謝状贈呈要綱の廃止について
日程第 7　　その他

議　事　次　第

＜日程第１　開会宣言＞

事　務　局　長　　それでは、皆さまお疲れ様です。ただ今から、令和２年度第８回農業委員会総会を開会いたします。

本日、平岡博委員は所用のため欠席する旨、届出がございました。

よって、委員20名中、19名が出席しており、会議は成立いたしました。会議の開催にあたり、会長からご挨拶があります。

＜日程第２　会長挨拶＞

会　　長　　皆さまご苦労様です。

本日も多くの案件がございますので、皆さまどうぞよろしくお願いいたします。それではただいまから会議を始めます。

＜日程第３　議事録署名委員の指定＞

議　　長　　日程第3、議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員には、千歳市農業委員会会議規則第13条により、8番、樋口委員、9番、川端委員を指名いたします。

＜日程第４　諸般の報告＞

議　　長　　日程4、諸般の報告を行います。

事務局より説明願います。

事　　務　　局　　お手元に配布しております資料に基づき、前回総会以降の諸般の事項につきまして、ご報告いたします。

初めに、11月9日、2020年度税務研修会並びに農政研修会が、札幌ｻﾝﾌﾟﾗｻﾞで開催され、管理課長が受講しており、研修ﾃｰﾏにつきましては記載のとおりです。

次に、11月10日、駒里○○○○について、農地から農地採草放牧地以外へ地目変更登記をするため、現況証明の願出があった件につい

て、藤田委員、中村委員、高橋委員及び事務局で現地調査を行っております。

最後に、11 月 13 日、令和 2 年度第 2 回火山灰・砂利採取特別委員会が農民研修ｾﾝﾀｰで開催され、山形委員長外、委員 8 名と、会長、会長職務代理者及び事務局が出席しており、審議事項は記載のとおりです。

なお、欄外に記載しておりますが、北海道農業会議主催の令和 2 年度地区別農業委員等研修会中止に伴い、石狩地方農業委員会連合会事務局において新任委員を対象とした代替研修の開催を検討しておりましたが、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽ感染症の影響を鑑み、中止することになっております。

また、11 月 9 日開催の両研修会については、新型ｺﾛﾅ感染対策の観点から、1 団体 1 名の申込のため委員の皆さまにご案内ができませんでしたので、研修資料が必要な方は、荒川まで連絡願います。

事務局からは、以上です。

＜日程第５　報告の部＞

【報告第１号　専決処分に報告について（農地法第１８条第６項合意解約の通知）】

議　　長　　次に日程第 5、報告の部に入ります。（13：28）

初めに報告第 1 号を議題といたします。

事務局より説明願います。

事　務　局　　報告第 1 号について、ご説明申し上げます。議案書 1ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください

農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借等の合意解約の通知があり、千歳市農業委員会会長専決及び事務処理要領により、次のとおり専決処分をしたので、これを報告します。

はじめに、整理番号 15、16、土地の所在は、駒里○○○○、外 7 筆。面積は 8 筆合わせまして、67,288 ㎡であります。

千歳市桜木○○○○、△△△△さん、外 1 名が千歳市駒里○○○○、△△△△さんに道央農業振興公社を介し、賃貸借していた農地について、双方合意により令和 2 年 10 月 9 日に解約され、同日に届出を受けております。

なお、今回解約のあった土地につきましては、借主を変更した上で賃貸借する予定であります。

次に、整理番号17、土地の所在は、駒里○○○○、外5筆。
面積は6筆合わせまして、62,808㎡であります。
恵庭市西島松41番2、公益財団法人道央農業振興公社が、△△△△さんに賃貸借していた農地について、双方合意により令和2年10月14日に解約され、同日に届出を受けております。
なお、今回解約のあった土地につきましては、借主を変更した上で後ほど議案第2号農用地利用集積計画の決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。
議案書2ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。次に、整理番号18、土地の所在は、祝梅○○○○。面積は、21,299㎡であります。
公益財団法人道央農業振興公社が千歳市東丘○○○○、△△△△さんに賃貸借していた農地について、双方合意により令和2年9月30日に解約され、令和2年10月29日に届出を受けております。
なお、今回解約のあった土地につきましては、借主を変更した上で後ほど議案第2号農用地利用集積計画の決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。
次に、整理番号19、土地の所在は、中央○○○○の内、外7筆。
面積は8筆合わせまして、20,902.51㎡であります。
公益財団法人道央農業振興公社が、千歳市泉郷○○○○、△△△△さんに賃貸借していた農地について、双方合意により令和2年9月30日に解約され、令和2年10月29日に届出を受けております。
なお、今回解約のあった土地につきましては、借主を変更した上で後ほど議案第2号農用地利用集積計画の決定に基づく賃貸借案件としてお諮りする予定であります。
以上、報告第1号について、ご説明申し上げました。
事務局からは以上であります。

議　　長　　報告事項について、質問がありましたらお受けいたします。

（質問なし）

議　　長　　質問がなければ、これをもって報告第1号を報告済といたします。

＜日程第６　協議の部＞

【議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について】

議　　長　　次に、日程第 6、協議の部に入ります。（13：34）
はじめに議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 1 号について、ご説明申し上げます。議案書 3ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農地法第 3 条の規定による許可申請があったので、可否について審議意見を求めます。
今月の農地法第 3 条の許可申請は所有権の移転が 2 件です。
当日配布資料の 1ﾍﾟｰｼﾞから 2ﾍﾟｰｼﾞに、議案第 1 号資料として、地番図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
最初に、整理番号 7、土地の所在は駒里○○○○及び○○○○。
地目は、公簿、現況ともに畑で、面積は 2 筆合わせまして、637 ㎡であります。土地の譲渡人は、千歳市駒里○○○○、△△△△さん、土地の譲受人は、札幌市清田区真栄○○○○、△△△△さんで、売買契約となります。
次に、整理番号 8、土地の所在は、泉郷○○○○及び○○○○。
地目は、公簿は田及び畑、現況は畑で、面積は 2 筆合わせまして、5,144 ㎡であります。
土地の譲渡人は、札幌市中央区南○○○○、△△△△さん、土地の譲受人は、千歳市泉郷○○○○、△△△△さんで、売買契約となります。
整理番号 7 及び 8 は、調査書により確認した結果、農地法第 3 条第 2 項各号に照らし合わせたところ、許可要件の全てを満たしております。
以上、整理番号 7 及び 8 について、ご説明申し上げましたがよろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

川　端　委　員　　整理番号 7 番、△△さんは札幌の方ですが、何が目的で取得されたのかは確認できていますか。

事　　務　　局　　譲受人の△△△△さんは札幌市内で芝を作っている農業者であると伺っております。農作業歴は37年ほどありまして、20年ほど前から駒里の地元農業者の方の芝の管理も手伝っているということで、今回取得する土地についても芝を作ると伺っております。

議　　長　　よろしいですか。

川　端　委　員　　わかりました。

議　　長　　ほかにございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

【議案第２号　令和２年度第６号農用地利用集積計画の決定について】

議　　長　　次に、議案第2号、令和2年度第6号農用地利用集積計画の決定についての所3から所5まで及び所7、並びに利21を議題といたします。事務局より説明願います。

事　　務　　局　　議案第2号について、ご説明申し上げます。議案書4ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、次のとおり農用地利用集積計画の決定を千歳市長から求められたので審議意見を求めます。当日配布資料の3ﾍﾟｰｼﾞから11ﾍﾟｰｼﾞに議案第2号資料として地番図及び農地保有合理化事業のﾌﾛｰ図を添付しておりますので、説明と合わせてご確認願います。
今月の案件は、所有権移転が5件、利用権設定が3件になります。
はじめに、整理番号所3、利用権設定等を受ける農用地は、泉郷

○○○○、外6筆。地目は、公簿は畑及び原野、現況は畑で面積は7筆合わせまして　14,471㎡であります。

土地の譲渡人は、△△△△さんで、土地の譲受人は、△△△△さんになります。売買契約で、売買価格は□□円、10ａ当り、□□円となります。

次に、整理番号、所4、利用権設定等を受ける農用地は、長都○○○○及び○○○○。公簿、現況ともに畑で、面積は2筆合わせまして21,483㎡であります。

土地の譲渡人は、千歳市長都○○○○、△△△△さんで、土地の譲受人は、千歳市長都○○○○、△△△△さんになります。

売買契約で、売買価格は□□円、10a当り、□□円となります。

次に、議案書5ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。

整理番号、所5から所7までは、令和2年度第7回総会、議案第5号、農用地の買入協議に係る要請についてにおいて可決したものであり、公益財団法人北海道農業公社から買入協議が成立した旨の通知があったことから、それぞれの農地を北海道農業公社が買入する農地保有合理化事業案件となります。

それでは、整理番号、所5、利用権設定等を受ける農用地は、泉郷○○○○。地目は、公簿、現況ともに畑で、面積は50,613㎡であります。土地の譲渡人は、千歳市信濃○○○○、△△△△さんで、土地の譲受人は、札幌市中央区北5条西6丁目1番地23、公益財団法人北海道農業公社になります。

売買契約で、売買価格は□□円、10ａ当り、□□円となります。

北海道農業公社に所有権を移転した後、北海道農業公社から認定農業者に一時的に貸し付ける集積計画をご審議いただく予定であり、貸付先は△△△△さんを予定しております。

次に、所6につきましては後ほどご説明いたしますので、一旦、飛ばしまして、整理番号7、利用権設定等を受ける農用地は、幌加○○○○、外2筆。地目は、公簿、現況ともに畑で、面積は3筆合わせまして、43,211㎡であります。土地の譲渡人は、千歳市長都駅前○○○○、△△△△さんで、土地の譲受人は、公益財団法人北海道農業公社になります。

売買契約で、売買価格は□□円、10ａ当たり、□□円となります。

北海道農業公社に所有権を移転した後、北海道農業公社から認定農業者に一時的に貸し付ける集積計画をご審議いただく予定であり、貸付先は△△△△さんを予定しております。

なお、農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人北海道農業公社が利用権の設定等を受ける場合には、法律上の要件は定められておりませんが、北海道農業公社が定めた農地保有合理化事業実施規程に

おいて買入の基準が定められており、所5及び所7は、本規程で定められた基準を満たしております。

次に、議案書6ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。整理番号、利21は、報告第1号整理番号19で解約のあった農地について、賃貸借契約を取り交わす案件となります。

利用権設定等を受ける農用地は、中央○○○○の内、外7筆。

地目は、公簿は原野、畑、宅地及び雑種地、現況は畑で面積は8筆合わせまして　20,902.51㎡であります。

土地の貸主は、公益財団法人道央農業振興公社で、土地の借主は、△△△△さんになります。

4年間の賃貸借契約で、賃借料は□□円、10ａ当たり、□□円となります。

整理番号所3、4及び利21の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

以上、整理番号所3、4、5、7及び利21について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

藤　田　委　員　　所の3ですが、相続された土地だと思いますが、差支えなければもとの所有者を教えていただけますか。

事　　務　　局　　被相続人は△△△△さんです。

藤　田　委　員　　わかりました。

議　　長　　ほかにございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言が無ければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。

次に所6を議題といたします。
この案件については農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限の規定により、●●委員の退席を求めます。
暫時休憩します。（13：45）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：46）
事務局より説明願います。

事　務　局　　それでは、議案書5ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
先ほど飛ばしました農地保有合理化事業案件、整理番号、所6についてご説明いたします。
利用権設定等を受ける農用地は、泉郷○○○○及び○○○○。
地目は、公簿、現況ともに畑で、面積は2筆合わせまして111,683㎡であります。
土地の譲渡人は、千歳市泉郷○○○○、△△△△さんで、土地の譲受人は、公益財団法人北海道農業公社になります。
売買契約で、売買価格は□□円、10ａ当たり、□□円となります。
北海道農業公社に所有権を移転した後、北海道農業公社から認定農業者に一時的に貸し付ける集積計画をご審議いただく予定であり、貸付先は△△△△さんを予定しておりま
なお、農地中間管理機構の指定を受けた公益財団法人北海道農業公社が利用権の設定等を受ける場合には、法律上の要件は定められておりませんが、北海道農業公社が定めた農地保有合理化事業実施規程において買入の基準が定められており、所6は、本規程で定められた基準を満たしております。
以上、所6について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申しあげます。事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数であります。この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（13：48）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：48）
次に、利 22 を議題といたします。この案件については議事参与の制限の規定により●●委員の退席を求めます。
暫時休憩します。（13：48）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：49）
事務局より説明願います。

事　務　局　　次に、議案書 6ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
整理番号、利 22 は、報告第 1 号整理番号 17 で解約のあった農地について、賃貸借契約を取り交わす案件となります。
利用権設定等を受ける農用地は、駒里○○○○、外 5 筆。
地目は、公簿は、原野及び畑、現況は畑で面積は 6 筆合わせまして 62,808 ㎡であります。
土地の貸主は、公益財団法人道央農業振興公社で、土地の借主は、千歳市駒里○○○○、△△△△さんになります。
4 年間の賃貸借契約で、賃借料は□□円、10ａ当た、□□円となります。
以上の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
利 22 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　ほかに発言がなければこれで質疑を終わります。
　お諮りします。この議題を課とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
　●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（13：50）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します（13：50）
　次に利 23 を議題といたします。この案件については議事参与の制限の規定により●●委員の退席を求めます。
　暫時休憩します。（13：51）

（●●委員、退室）

議　　長　　再開します。（13：51）
　事務局より説明願います。

事　務　局　　最後に、整理番号、利 23 は、報告第 1 号、整理番号 18 で解約のあった農地について、賃貸借契約を取り交わす案件となります。
　利用権設定等を受ける農用地は、祝梅○○○○。
　地目は、公簿、現況ともに畑で面積は、21,299 ㎡であります。
　土地の貸主は、公益財団法人道央農業振興公社で、土地の借主は、△△△△さんになります。
　1 年間の賃貸借契約で、賃借料は□□円、10ａ当たり、□□円となります。
　以上の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしております。
　利 23 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。
　事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

宮　澤　委　員　　利用権の設定のところで 1 年となっておりますが、なぜ短い期間なのですか。

事　務　局　　こちらは借主のみの変更であり、元々の公社と土地の所有者との契約と合わせている形となるため、その残存期間の１年となります。

宮　澤　委　員　　もう少し、詳しくお願いします。

事　務　局　　当案件は、公社が間に入って介在する農地利用円滑化事業です。
所有者から公社、公社から農業者へ貸し付けますが、両方の契約期間は一緒です。公社から農業者への契約のみ解約しているため、所有者から公社へ貸し付ける期間が５年だとしたら、公社から農業者へ貸し付ける期間も５年となります。
所有者から公社が借りる期間の契約は継続しておりますので、残りの契約期間の１年間が、次に新しく借りる農業者が借りる期間となります。

宮　澤　委　員　　分かりました。

議　　長　　ほかに何かございませんか。

（質疑なし）

議　　長　　ほかに発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますので、この議題は可とすることに決定しました。
●●委員の退席を解きます。暫時休憩します。（13：54）

（●●委員、入室）

議　　長　　再開します。（13：54）

【議案第３号　千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告について】

議　　長　　次に、議案第３号、千歳農業振興地域整備計画変更（案）の公告についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第3号について、ご説明申し上げます。

千歳農業振興地域整備計画の変更（案）について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項の規定に基づき、千歳市長から意見を求められたので、審議意見を求めます。

なお、公告文及び計画変更（案）につきましては、議案書の8ﾍﾟｰｼﾞから9ﾍﾟｰｼﾞ、また当日配布資料の12ﾍﾟｰｼﾞに議案第3号資料として、○○原料工場概略を添付しておりますので、説明と合わせてご確認ください。

今回の変更点は、長都地区における農家住宅建築のため農用地区域内農地からの除外及び、駒里地区における○○原料製造所の建築及びその付帯施設設置のため農用地区域内農地から除外するものであります。

まず、議案書8ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。当該変更計画の縦覧等について記載されております。縦覧期間について空欄となっておりますが当委員会を含め関係団体からの意見聴取の回答後に公告手続きが開始されることから、現在、このようになっております。予定では12月上旬に縦覧開始と聞いており、縦覧期間は30日間です。

次に議案書9ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。

1件目の申請者は、千歳市長都○○○○、△△△△さんで、計画変更に係る土地は、長都○○○○の一部で　農用地区域内農地から除外する面積は76.45㎡、農用地区域内農業用施設から除外する面積は374.10㎡であります。

計画変更する目的は、△△△△さんの農家住宅を建築するため除外するものです。

2件目の申請者は、札幌市白石区中央○○○○、△△△△さんで、計画変更に係る土地は、駒里○○○○。

面積は13,189㎡であります。

計画変更する目的は、○○原料製造所の建築及びその付帯施設設置のため、農用地区域内農地から除外するものであります。

建設予定の○○原料製造所は、△△△△さんの道内各地から出る○○を搬入、○○して○○や○○を製造し、出荷する施設であります。

なお、本施設は農業用施設に位置付けられており、本来であれば農業用施設用地へ用途変更するものでありますが、本施設は千歳市だけではなく、他の農業振興地域からも○○の搬入が予定されているため千歳市の農業振興だけには結びつかないことから、農業用施設ではありますが、用途変更ではなく農用地区域から除外するものであります。

最後に議案書10ﾍﾟｰｼﾞ及び11ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。農用地区域内農地から除外する箇所は、当ﾍﾟｰｼﾞに示す箇所であります。

なお、可決された場合は、12 月総会又は 1 月総会にて、転用許可申請として審議いただく予定となっております。
以上、議案第 3 号につきましてご説明申し上げましたが、よろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

中 村 委 員　　土地のことではないのですが、○○を○○して、その○○や○○というものを製造して、どのような○○が○○○○になるのですか

事　務　局　　△△△△さんに伺った話によると、○○が○○と聞いております。

中 村 委 員　　今、△△△△が四国や兵庫県で発生しているようですが、○○を移動するということになれば、危険を分散するための安全対策等の手法等を考えていて、全道から○○を運んでくるのかはわかりませんが、不安も拭い去れない部分もあります。

事　務　局　　転用の許可は 1 月総会ですので、その部分も含めて確認いたします。

基本的には△△△△な○○を運ぶと聞いております。
途中の○○対策までは聞いておりません。

議　　長　　よろしいですか。

中 村 委 員　　はい。

（質疑なし）

議　　長　　ほかに発言がなければこれで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますのでこの議題は可とすることに決定しました。

【議案第４号　現況証明願について】

議　　長　　次に議案第 4 号、現況証明願についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第 4 号についてご説明申し上げます。議案書 12ﾍﾟｰｼﾞをお開きください。
現況証明の願出があったことから、北海道農地法関係事務処理要領の規定に基づき、証明の可否について審議意見を求めます。
今月の現況証明願は、1 件であります。
当日配布資料の 13ﾍﾟｰｼﾞから 16ﾍﾟｰｼﾞに議案第 4 号資料として、位置図・地番図・航空写真・現地写真を添付しております
整理番号 15、現況証明願の所在地は、駒里○○○○。
面積は、528 ㎡であります。公簿地目は畑で証明の内容としましては、農地・採草放牧地以外として願出があり、証明を受ける目的としましては、地目変更登記のためであります。
土地の所有者、願出人ともに、△△△△さんになります。
土地の区分は、市街化調整区域として開発が抑制される地域であります。
所有者から聴取したところ、当該地は、昭和 55 年に父である△△△△さんから贈与された土地の一部で、平成 3 年に農地法第 4 条により農業用倉庫として転用した土地と伺っておりますが、許可証等は紛失し、転用当時の位置図は残っておりません。
農業委員会としても許可の記録はあるものの、許可証の写し及び位置図はなく、詳細は不明でありますが、建物を登記した際の添付図面によりますと、当該地に農業用倉庫があり、登記された時期と転用時期がほぼ同時期であるため、当該地が転用した土地であると推定されます。
今般、所有者である△△△△さんが、土地を売却するにあたり上記のとおり、駒里○○○○から、この転用したと推定される農業用倉庫の敷地を分筆して○○○○と附番し、地目変更登記のため、申請がありました。
調査の結果、願出地は平成 3 年に農業用倉庫として転用済みの土地と推定でき、現状も農業用倉庫が建っていることから、農地利用は困難と判断されたため、農地・採草放牧地以外としてお諮りするものであります。
以上、整理番号 15 について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　事務局の説明が終わりましたが、農業委員による現地確認を行っておりますので、ご意見等をお願いします。

中　村　委　員　11月10日に、私のほか、藤田委員、高橋委員、及び事務局により、整理番号15について、現地調査を行いましたので報告いたします。
事務局から説明があったとおり、証明を受けようとする土地については、農業用倉庫が建っており、土地利用はありませんでした。
本調査を行った農業委員は、当該地がこのような状態であるとともに、過去に転用許可を受けた土地であると思われることから、農地利用は非常に困難であると判断し、全員、農地・採草放牧地以外として総会に諮ることで意見を集約しております。私からは以上です。

議　　長　これより質疑を行います。

平岡日出男委員　今回、土地を売却するという話だと思いますが、売却するのはこの土地だけなのでしょうか。ほかの土地も含めて売却するということでしょうか。

事　務　局　先ほど、議案第1号、農地法3条、整理番号7で△△△△さんから△△さんへの所有権移転を審議いただきましたが、それの隣接地となりますので、片方は農地として、もう片方は農業用倉庫の非農地として、現況証明をした後に、一般売買を行うことになります。
同じ、△△さんへの売買と伺っております。

平岡日出男委員　分かりました。

議　　長　ほかにございませんか。

（質疑なし）

議　　長　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　挙手多数でありますのでこの議題は可とすることに決定しました。

【議案第５号　千歳市都市計画審議会委員の推薦について】

議　　長　　次に、議案第５号、千歳市都市計画審議委員会委員の推薦についてを議題といたします。
事務局より説明願います。

事　務　局　　議案第５号について、ご説明申し上げます。
議案書13ﾍﾟｰｼﾞをご覧ください。
千歳市都市計画審議会委員の推薦について、審議意見を求めます。
当委員会から審議委員として７月に長島会長を推薦しておりましたが、令和２年11月６日で任期満了となりました。
審議会委員の任期満了に伴い、当委員会に対しまして、千歳市長より、再度、千歳市都市計画審議会委員として、委員１名の推薦依頼がありました。
千歳市都市計画審議会は、千歳市における都市計画の総合的な企画及びその円滑な推進を図るため、市長の諮問機関として設置され、学識経験者・市議会議員など委員16名をもって構成されております。
なお、任期については、令和３年１月下旬より２年間であります。
以上、議案第５号について、ご説明申し上げましたがよろしくご審議、ご決定いただきますようお願い申し上げます。
事務局からは以上であります。

議　　長　　推薦についてどのように取り計らえばよろしいでしょうか。

平　沖　委　員　　引き続き、長島会長にお願いしてはいかがでしょうか。

議　　長　　ほかにご意見等はございますか。

ご意見がないようでしたら、当職を都市計画審議会委員の推薦することについて審議を行いますので、議事参与の制限により、平沖会長職務代理者と議長を交代し、私は退席いたします。
暫時、休憩します。（14：08）

（長島会長、退室、議長交代）

会長職務代理者　　再開します。（14：08）
質疑を行います。

今　　委　　員　　都市計画審議委員会とは何をする機関なのですか。

事　　務　　局　　千歳市の街づくりについて審議する機関です。新しい道路等を作ったりする際の計画などを審議します。

今　　委　　員　　どのぐらいの頻度で開催されているのですか。

事　　務　　局　　その年の案件により、回数は変動します。

今　　委　　員　　分かりました。

会長職務代理者　　ほかにございませんか。

（質疑なし）

会長職務代理者　　他に発言がなければ、これで質疑を終わります。
　お諮りします。長島会長を都市計画審議会委員に推薦することに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

会長職務代理者　　挙手多数でありますので、長島会長を都市計画審議会委員に推薦することに決定いたしました。
　長島会長の退席を解きます。暫時休憩します。（14：10）

（長島会長、入室）

議　　長　　再開します。（14：11）

【議案第６号　千歳市農業委員会委員に対する感謝状贈呈要綱の廃止について】

議　　長　　次に議案第 6 号、千歳市農業委員会委員に対する感謝状贈呈要綱の廃止についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事　　務　　局　　議案第 6 号についてご説明申し上げます。
　千歳市農業委員会委員に対する感謝状贈呈要綱を廃止する要綱を次のように定めるので、審議意見を求めます。

廃止の理由でありますが、令和2年11月16日付けで、行政委員会委員に対する感謝状等贈呈要綱の一部が改正され、市長が感謝状を贈呈する対象に農業委員会委員が加えられたことから、本要綱を廃止しようとするものです。

廃止をしようとする、千歳市農業委員会委員に対する感謝状贈呈要綱につきましては、当時の農業委員会委員の選任方法が選挙制と、議会、団体については市長の選任制の併用であり、他の行政委員会委員とは異なる選任方法であったことから、農業委員会の独自の要綱として、平成14年8月に制定したものであります。

現在の委員の選任方法につきましては、平成27年の農業委員会等に関する法律の一部改正によりまして、議会の同意を必要とする市長の任命制に一本化され、他の行政委員会委員と同様の取扱となっております。

今般、市長の感謝状の贈呈要綱である、行政委員会委員に対する感謝状等贈呈要綱の一部が改正され、感謝状の贈呈対象に農業委員会委員が加えられ、任命権者である市長から感謝状が贈呈されることとなったため、千歳市農業委員会委員に対する感謝状贈呈要綱を廃止するものであります。

以上、議案第6号について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議ご決定いただきますようお願い申し上げます。

事務局からは以上であります。

議　　長　　これより質疑を行います。

（質疑なし）

議　　長　　他に発言がなければこれで質疑を終わります。

お諮りします。この議題を可とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

（挙手多数）

議　　長　　挙手多数でありますのでこの議題は可とすることに決定しました。

議　　長　　これで、本日付議された議案はすべて審議を終了しましたが、各委員から意見等がありましたら挙手をお願いします。

（発言なし）

議　　長　　それでは、事務局からの報告をお願いします。

事　務　局　　※事務局より次の事項について、報告があった。
口 頭　農業委員会だより「大地」33号の配布について
口 頭　農業者年金加入推進班会議の開催について
口 頭　令和2年度地区別農業委員・農地利用最適化推進員等研修会資料について

＜閉会宣言＞

議　　長　　これをもちまして、本総会を閉会いたします。
ご苦労さまでした。（14：18　閉会）